

名古屋法務局民事行政部長あいさつ

平成22年11月25日・26日
名古屋法務局管内
戸籍・国籍事務担当者事務打合せ会

平成22年度名古屋法務局管内戸籍・国籍事務担当者事務打合せ会の開催に当たり、公務御多忙にもかかわらず、民事局民事第一課から塚田国籍第三係長、水嶋主任のご臨席を賜り、直接御指導いただく機会を得ましたことに、厚く御礼申し上げます。

さて、我が国の戸籍制度は、日本国民の国籍と身分関係を登録・公証する制度として、長年にわたり国民の高い信頼を得て、社会生活に定着するとともに、各種行政施策の基礎資料として極めて重要な役割を果たしています。

しかし、近時、国民の意識の高まりや社会情勢の変化に伴って、戸籍制度を取り巻く環境が大きく変化しております。

例えば、平成20年5月1日施行の戸籍の公開制度の見直しを中心とする戸籍法の一部改正や、民法772条に関する運用の見直し、最近では本年6月1日に施行された戸籍法施行規則等の一部改正などはその具体例であり、制度本来の趣旨を踏まえた上で、新たな視点から法制度や運用の見直しがされたものであります。

このような中であって、戸籍事務手続については全国一律で、かつ適正な処理が求められているところ、法務局においても市区町村に対する助言等を適正・迅速に行う必要があります。しかし、最近の事例では、民法735条の誤った解釈により離婚した元夫と元妻の連れ子との婚姻届が受理された件について、法務局に相談しながら結果的には誤った処

理がされたとして、マスコミにより報道される事案が発生しています。

皆様には、関係法令、通達等の趣旨及び内容を正確に理解することはもちろんのこと、市区町村戸籍担当者との緊密な意見交換や関係書類の精査を行うことによって、市区町村からの照会事案の全体像を正確に把握し、十分に検討した上で回答するなど、戸籍事務を適正・円滑に遂行するよう留意願います。

なお、いわゆる「戸籍に記載されている所在不明の高齢者問題」がマスコミ等で取り上げられましたが、高齢者の職権消除の取扱いについては、本年9月6日付けで民事局民事第一課長通知が発出されたことから、120歳以上の高齢者にかかる職権消除の許可申請が多数寄せられることが予想されます。他の執務への影響も予想されますので、市区町村に対して計画的かつ効率的な許可申請を求めるなど、各市区町村との調整に配意願います。

最後に、本打合せ会は、各局の戸籍係長、国籍係長が一堂に会するまと無い機会であります。忌たんのない意見を活発に交換され、実り多い成果を上げられることを期待しまして、私のあいさつとします。

民事局民事第一課説明事項

【戸籍事務】

- 1 所在不明高齢者の戸籍の職権消除について
- 2 戸籍法の一部を改正する法律の適正な運用
- 3 戸籍事務のコンピュータ化・オンライン化の推進
- 4 民法第772条に関する通達の適正な運用
- 5 性同一性障害者特例法に基づく戸籍事務の取扱い
- 6 人名用漢字の改定

【成年後見登記事務】

【国籍事務】

【その他】

戸籍課長事務連絡

平成22年11月25日、26日

管区内戸籍・国籍事務担当者打合せ会

- 1 個人情報管理について
- 2 適正・迅速処理について
- 3 戸籍法の一部改正に伴う戸籍事務の取扱いについて
- 4 国籍法の一部改正に伴う戸籍事務の取扱いについて
- 5 高齢者消滅について
- 6 その他

各局提出協議問題（戸籍關係）

協議結果（要旨）

【戸籍関係】

各局提出協議問題

名古屋法務局

第 1 問

乙沼A女はB（甲山）の養子となり、その後、丙川C男とC男の氏を称して婚姻し、丙川A女になったが離婚し、戸籍法第77条の2の届出により新戸籍を編製した。その後再びC男（又は第三者）とC男の氏を称して婚姻したものの再度離婚した後にBと離縁した場合の称する氏について

（理由）

本問については、①養子離縁により民法上の氏は養子縁組前の氏に復するが、養子縁組後に行われた呼称上の氏変更の効力まで消滅させるものではなく、結果として縁組前の氏を称しないとする取扱い（戸籍誌584号、835号）、②民法第816条第1項の規定により、縁組前の氏に復するとする取扱い（戸籍誌669号、790号）と異なる取扱いが戸籍誌において紹介され、各市区町村において統一的な取扱いがされていないことから、協議願うものである。

（備考）

参考文献等

「戸籍誌371」P22

「戸籍誌584」P79～82

「戸籍誌669」P66～67

「戸籍誌790」P19

「戸籍誌835」P63～64

「戸籍時報388」P67～69

「民事月報昭和62年V。142号外養子法改正特集」P203～204

〈決議〉

民法第816条第1項の規定により、縁組前の氏に復する。

〈本省意見〉

離縁前に呼称上の氏を称していた者は、離縁後もその呼称上の氏を称するとする①の取扱いでよいものとする。

本件においては、離縁によって民法第816条の適用により民法上の氏は縁組前の氏に復するが、呼称上の氏までも変更するものではないとして整理することが妥当であるとする。

なお、この場合、戸籍の変動もない。

【戸籍関係】

各局提出協議問題

津地方法務局

第 2 問

在日ブラジル領事館においてなされた婚姻中の母が出産した子の出生登録について、同領事館が発行する当該出生子の出生証明書に母の夫以外の者が父として記載されていた場合、当該書面をブラジル方式による認知を証する有効な書面として取り扱うことができるか否かについて、統一した取扱いをお願いしたい。

(理由)

在日ブラジル領事館においてなされた婚姻中の母が出産した子の出生登録に母の夫以外の者が父として記載されていた場合、在名古屋ブラジル領事館は、ブラジル国内における民事登記所の登録と同様に父子関係を認めて認知が成立しているとの見解を示しているが、本省において確認されたところによれば、在名古屋ブラジル領事館で身分変動が成立しているか否かの確認は外務省からブラジル外務省に掛け合ってもらい、さらにブラジル外務省から在名古屋ブラジル領事館に確認するという手順を経て初めて正式な回答になるとのことであるが、その後、当該証書の取扱いについて、ブラジル当局からの見解は示されているのかお伺いしたい。

また、本省において確認された取扱いは周知されていないため、市町村ごと、法務局ごとに取扱いが相違していると考えられ、統一した取扱いが必要と考える。

(備考)

各国法律と要件 下 (日本加除出版) P 253～257

〈決議〉

在日ブラジル領事館が発行する出生証明書に母の夫以外の者が父として記載されていた場合、当該書面をブラジル方式による認知を証する有効な書面として取り扱うことができるか否かについては、ブラジルの親子関係法制が不明であるため、判断ができない。

よって、必要に応じて正式照会することとする。

【戸籍関係】

各局提出協議問題

津地方法務局

第 3 問

15歳未満の子の父母が親権者を母と定めて離婚したが、母が死亡したため、祖父が未成年後見人となっている。祖父及び祖母と当該子が養子縁組をする場合の養子の代諾者は誰になるか。

(理由)

15歳未満の者が養子となる場合には法定代理人が代諾（民法第797条第1項）するが、後見人が15歳未満の被後見人を養子にするときは、利益相反行為となり、後見監督人（同法第851条第4号）、又はその者がいないときは特別代理人が代諾することになる。この場合に、後見人が被後見人を養子とすることについて家庭裁判所の許可を得ていることは、特別代理人選任不要の理由とはならない。

本問の場合、後見人である祖父に妻があり、祖父母が同時に被後見人を養子とする場合、後見人の妻と被後見人との養子縁組の代諾者は特別代理人か、後見人たる祖父かという疑問が生じる。

戸籍相談室（戸籍誌799-P67）によれば、祖父については後見人であることから代諾者から排除され、特別代理人が選任されることになる。

このため、養親として妻とともに縁組をする当事者である夫（祖父）が、一方で、養子の後見人としての地位をもって、当該縁組の養子の立場で縁組の意思を表示することは相当でないとして、後見人の妻（祖母）と被後見人（養子）の縁組についても、特別代理人が代諾することが相当とされているが、本件の場合、祖母と養子の縁組については後見人である祖父が代諾すれば足りるとする意見（家庭裁判所）もあるため。

(備考)

戸籍誌 799-P67

〈決議〉

双方につき特別代理人の選任を要する。（5局）

双方につき特別代理人の選任は不要である。（1局）

〈本省意見〉

後見人と被後見人との間の縁組及び後見人の配偶者と被後見人との間の縁組のいずれも、特別代理人の選任を要する。

【戸籍関係】

各局提出協議問題

岐阜地方法務局

第 4 問

韓国人男と日本人女の夫婦から、日本人の未成年者（妻の甥）を養子とする縁組を韓国の方式で成立させたとして、報告的養子縁組届が市町村に提出された。同届出には「入養関係証明書」及び「家族関係証明書」が添付されていたが、これら証明書には日本人母と日本人養子との縁組に関する記載はなく、夫婦共同縁組の事実を確認することはできなかった。この場合、韓国の役場に提出し受理された養子縁組届の記載事項証明書を添付させ、これによって夫婦共同縁組の事実を認定することが可能と考えるがいかがか。

また、届書記載事項証明書ではなく、韓国官憲によって認証されていない当該届書の写しであっても、同様に夫婦共同縁組の事実を認定できると考えるがいかがか。

（理由）

韓国人男と日本人女の夫婦が、日本人の未成年者を養子とする場合、民法第795条及び韓国民法第874条第1項により、夫婦共同で縁組をしなければならない。これは、韓国の方式で縁組をした場合も同様であると考えられるが、同方式で縁組をした場合、縁組を証する書面として韓国官憲から発行されるのは、「入養関係証明書」のみである。しかし、同証明書には、韓国人男の縁組事項しか記載されておらず、日本人女が縁組をしている事実を確認することはできない。したがって、日本人女が夫婦共同で縁組をしている事実を確認する資料として、韓国官憲発行の養子縁組届の記載事項証明書を添付させるべきであると考えため。

また、韓国の取扱いでは、届出から1か月間は届書を受理した役場において記載事項証明書が発行されるが、1か月を経過した後は届書が法院に送付され、それ以降は認証文のない単なる届書の写しのみしか入手できないことから、当該写しが添付された場合、同様に認定してよいかどうか疑義があるため。

（備考）

大韓民国家族関係の登録等に関する法律第42条第2項、同条第4項
大韓民国家族関係の登録等に関する規則第68条第1項（戸籍時報630号41頁）

〈決議〉

（前段）

韓国官憲発行の養子縁組届の記載事項証明書を添付させる。

（後段）

届出人は、受理証明書を請求することができるため（家族関係の登録等に関する法律第42Ⅰ）、原則、韓国の権限のある官憲から発行される同証明書を添付させる。なお、同証明書の添付が困難なときは、認証文のない届書の写し（同法第42Ⅱ・Ⅳ）でもよい。（4局）

認証文のない届書の写しは、信ぴょう性に疑義があるため、申述書をあわせて添付させる。（1局）

認証文のない届書の写しが添付された場合は本省照会したい。（1局）

〈本省意見〉

（前段）

岐阜局意見のとおり。

（後段）

岐阜局意見のとおり。

【戸籍関係】

各局提出協議問題

福井地方法務局

第 5 問

50歳以上の者を母とする子の出生届については、管轄局の長の指示を求めた上処理する取扱いとされているが、ある一定以上の出産年齢のみをもって一律受理照会とする取扱いについて、見直しをすべきと考える。

例えば、出産に立ち会った医師等が作成した出生証明書が添付されている場合は、特に疑義がなければ受理照会を要しない取扱いとする。

(理由)

近年の人口動態統計上、50歳以上の者を母とする子の出生数が増加しており、また、晩婚化、医学の進歩等により、今後も高齢出産が増加する傾向にある現状や、また、年齢による差別であるとの意見もあり、昭和36年当時の先例を踏襲した取扱いについて、見直しをする時期にきていると思われるため。

(備考)

昭和36年9月5日付け民事甲第2008号民事局長通達

〈決議〉

通達の見直しをすべきである。(5局)

通達の見直しは消極である。(1局)

〈本省意見〉

通達の見直しは消極である。

【戸籍関係】

各局提出協議問題

金沢地方法務局

第 6 問

戸籍事務がコンピュータ化された市町村から戸籍法施行規則第75条第1項の規定により戸籍、除籍及び改製原戸籍の副本（以下「戸籍等の副本」という。）が毎年1回磁気テープ等で送付されており、同条第2項の規定により、後に戸籍等の副本が送付されるまで管轄法務局において保存しているところである。

後に副本の送付を受けた場合の前に送付を受けた副本の取扱いについては、戸籍誌827号の「落葉」で廃棄できる旨記載されている。

そこで、各局において、現実に廃棄を行っているか、また、廃棄を行っている場合はどのような手続きをしているか、各局の実情を伺いたい。

（理由）

当局においては、管内市町から磁気ディスク媒体を返還してほしい旨の要望はなく、従前の副本の廃棄は行っていないが、保管場所に余裕がなくなってきたため、従前の副本の廃棄を検討しており、実施する際の参考としたいため。

（備考）

戸籍誌827号107ページ

〈本省意見〉

戸籍誌827号に示されたとおり、磁気ディスクをもった調製された副本についても後の戸籍又は除籍の副本の送付があれば、廃棄することができるが、廃棄する場合には、磁気ディスクを物理的に破壊する方法による場合であれ、あるいは磁気ディスク媒体を再利用したいという市区町村が管轄法務局から返戻を受け、副本のデータを市区町村が消去する方法による場合であれ、適正な取扱いに配慮願いたい。

【戸籍関係】

各局提出協議問題

富山地方法務局

第 7 問

転籍届に添付された戸籍謄本の取扱いについて

転籍地に転籍届が届出された場合、原籍地に送付する戸籍謄本は写しで差し支えないと考えるがいかがか。

(理由)

届書の一通化における取扱いとして、原本(添付書類含む。)は本籍地に送付することとされていることから、転籍届も同様の取扱いをして差し支えないと考える。

(備考)

戸籍誌592号 落葉「転籍届に添付する戸籍謄本の取扱いについて」

〈決議〉

原籍地に送付する戸籍謄本は、転籍届に添付された戸籍謄本であり、原本でも写しでも差し支えない。(5局)

原籍地において、戸籍謄本が改ざんされていないかどうかを照合調査する必要があるため、原本を送付する。(1局)

〈本省意見〉

原籍地に送付する戸籍謄本は、転籍届に添付された戸籍謄本であり、原本でも写しでも差し支えない。

【戸籍関係】

各局提出協議問題

富山地方法務局

第 8 問

中国（台湾）人女の離婚後300日以内かつ再婚後200日以内に中国（台湾）で出生した子の出生届の取扱いについて

【事案】

母：A（中国（台湾）人）、父（後夫）：B（日本人）、子：C、母の前夫：D（日本人）

※ACは台湾在住で渡日の予定はない。

- ・平成21年10月9日 AD離婚
- ・平成22年4月8日 AB中国（台湾）で婚姻 ※台湾戸籍に記載あり。
- ・平成22年4月29日 C中国（台湾）で出生 ※台湾戸籍に記載あり。（父B、母A）

ABの報告的婚姻届及びCの嫡出子出生届（国籍留保の記載あり。）がBから届け出られた。婚姻届については民法第733条の再婚禁止期間に違反するものであるが、取消案件であることからそのまま受理したが、出生届については前夫であるDの嫡出推定が及ぶことから不受理とした。

BからCに日本国籍を取得させたいとの相談に対し、第一に、出生日から3か月以内にAからDの嫡出子としての出生届を国籍留保とともに提出し、一旦、Dの戸籍に入籍させ、その後、嫡出性排除の裁判を行った上で、当初の出生届の父をDからBに訂正する旨の追完届を提出するよう指導したが、前夫のDの戸籍に入籍させることを拒み、出生届が届け出られることはなかった。

なお、ACは渡日の予定はなく、Bも中国（台湾）に渡る予定であり、当分の間、中国（台湾）にて生活する予定であるとのことであり、国籍法第17条による国籍取得は想定していない。

上記事案において、出生後3か月を経過した後であっても、嫡出性排除の裁判書を添付して出生届があった場合、当初の出生届の際の国籍留保の意思表示を有効なものとして取り扱い、受理することはできないか。

（理由）

涉外的胎児認知の取扱いにおいて、認知届出後、出生時に前夫の嫡出推定が及ぶ場合、認知届は一旦不受理になるが、嫡出性排除の裁判を経て、その裁判書を添付して当初不受理となった認知届書で再度届出があった場合、不受理を撤回し、当初の日付で受理する取扱いとなっているが、これと同様の取扱いができないか。

※ 出生届の取扱いではなく、国籍留保の意思表示について同様の取扱いができないか。

〈決議〉

受理することはできない。

〈本省意見〉

本件の届出期間経過の理由については、前夫の戸籍に入籍させたくないという個人的事情であって、戸籍法第104条第3項にいう「届出義務者の責めに帰することができない事由」に該当すると認めることは困難であると考えます。

ただし、子を前夫の戸籍に入籍させたくないという理由の他に、DV被害等の事情がある場合は、本省照会されたい。